

トヨノドリーム
採択事業

第3回 地域で楽しむ光風台寄席 「夢の対決！！豊能町長賞争奪 旭堂南春VS桂福龍」

日本で唯一のアメリカ人女性講談師と生粋のカナダ人落語家が
日本語、英語両方で面白さを競います。クイズ、トークタイムあり。
マイクなしのライブ感を身近で堪能ください。

時＝2月9日（土） 午後2時～（開場：午後1時30分）

所＝とよの繁盛亭（光風台2-14-11）※駐車場はありません。

￥＝1,500円（完全予約制）

申・問＝佐古 ☎070-2296-8910 FAX 072-703-2520

※次回光風台寄席予告。3月31日（日）東京から春風亭吉好さんを
招聘します。乞うご期待！（ゲストは町内在住アマ薫風亭笑舎さん）

後援＝豊能町



旭堂南春



桂福龍

豊能税務署からのお知らせ

【税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。】

時＝2月13日（水）、14日（木） 所＝ユーベルホール 相談受付時間＝午前9時30分～午後3時
※土地・建物・株式等の譲渡、贈与税、相続税や住宅借入金等特別控除の相談は行っていません。

【豊能税務署で申告書の作成・相談を希望される方へ】

開設期間＝2月18日（月）～3月15日（金）

相談受付時間＝午前9時～午後4時（土、日を除く。ただし、2月24日（日）、3月3日（日）は開設します。）

※2月15日（金）以前は開設していません。

※駐車場はありませんので公共交通機関をご利用ください。

【上記各会場における注意点】

- ・混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。
- ・ご自身でパソコン操作・申告書等の作成をお願いしております。
- ・自宅で事前準備をお願いします。
- （例1）医療費控除の明細書の作成・集計（領収書はご自宅で保存してください。）
- （例2）配当金関係書類の集計
- （例3）収支内訳書・青色申告決算書の作成
- ・昼休みの時間帯は、少人数の職員で対応しています。

○いつでもどこでもインターネットで確定申告ができます

所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告・納期限は3月15日（金）、消費税及び地方消費税の申告・納期限は4月1日（月）です。

所得税及び復興特別所得税、贈与税の確定申告には、ご自宅のパソコン・スマホ等から簡単に申告書が作成できる国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」をご利用ください。

なお、ID・パスワードを取得していれば、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方でもe-Taxで申告ができます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

○「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

平成29年分の確定申告から、医療費控除の領収書の提示・添付が不要となり、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

なお、領収書はご自宅で5年間保存する必要があります。

○公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税等の確定申告は不要です。

なお、所得税の還付を受けるためや、株式などの損失を翌年以降に繰り越す場合には確定申告が必要になります。

問＝豊能税務署 ☎751-2441

特集

案内一般

健康・福祉

安全・生活

教育・子育て

情報あれこれ

町府民税の申告時期です ～税の申告は正しくお早めに～

今年も町府民税の申告時期になりました。期間は2月18日（月）から3月15日（金）までです。

皆さまから納めていただく町税は、町にとって最も大きな財源であり、公共施設の整備、ごみの処理、教育や福祉の充実など身近な生活を支えています。

町税はまちづくりの原動力です。皆さまのご理解ご協力をお願いします。

●申告が必要な方

平成31年1月1日現在、本町に住所のある方で、次のいずれかに該当する方

①商業、工業、農業、医業などの事業を営んでいる方 ②家賃、地代、利子、配当などの所得のある方

③大工、左官、パート、アルバイトなどで日々雇用の方

④生命保険や商品販売などの外交員で報酬のある方

⑤給与以外に所得がある人および二カ所以上から給与を受けている方

⑥平成30年中に退職した方 ⑦恩給や年金を受けている方 ⑧雑損控除や医療費控除を受けようとする方

⑨生命保険などの満期・解約の払い戻しを受けた方 ⑩勤務先から給与支払報告書の提出がない方

⑪所得のなかった方で、他の所得者の扶養親族になっていない方

⑫平成31年1月1日現在、豊能町に居住していないが、町内に事務所、事業所または別荘などを所有している方

●申告が不要な方

①平成30年分所得税の確定申告書を税務署へ提出された人

②1カ所だけの給与所得で勤務先から給与支払報告書の提出があった人

●申告書の提出

町府民税の申告書に前年中（平成30年1月1日～12月31日）の収入や控除などを記載し、所得が計算できる収入明細や帳簿、健康保険料や生命保険料の証明書など必要書類を添えて、税務課（または吉川支所）へ提出してください。申告書が必要な方は、税務課までご連絡ください。

※申告の必要な方が申告書を提出しなかったときは所得の内容照会や実調査を行うことになり、お手をかけることとなります。また、各種申請に必要な税務証明書の発行もできませんのでご注意ください。

・マイナンバー

申告書の提出には、マイナンバーの記載が必要です。また、申告書を提出する際は、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

【本人確認書類の例】 ①マイナンバーカードのみ ②通知カード+運転免許証等

・医療費控除の明細書

医療費控除を受ける際には、領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりましたので、あらかじめ明細書をご自身で作成してご持参ください。また、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、平成30年中の受診について記載のある健康診断等の「結果通知書」（写し可）などもご持参ください。

・雑損控除

災害などにより住宅や家財などに損害を受けられた方は、雑損控除を受けられる場合があります。

雑損控除の申告には、被害を受けた資産の取得時期、取得価格、種類や構造などが分かるもの、修繕費、取壊し・除去費用などの領収書や、被害により受け取った保険金、災害見舞金などの金額が分かるもの及び被災証明書の写しの添付が必要です。

受付日時＝2月18日（月）～3月15日（金）午前9時～午後5時（土・日曜、祝日を除く）

※ただし、2月24日（日）および3月3日（日）は、各日の3日前までに税務課へ予約をしていただいた方を対象に町府民税の申告書の提出・相談業務を行います。

受付場所＝豊能町役場1階税務課または吉川支所 **問**＝税務課 ☎739-3417

（広告）

自衛官募集

募集種目＝自衛官候補生（男子・女子）

対＝18歳以上27歳未満の方

受付期間＝通年

＊応募方法や、その他の募集種目についてはお問い合わせください。

問＝自衛隊豊中募集案内所

☎FAX 06-6843-8400

案内一般

町議会 12月定例会議 (12月6日～14日)

町長が提出し、議決等された案件および主な内容は次のとおりです。

○大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件

大阪広域水道企業団と水道事業を統合することに伴い、関係する12条例を改正または廃止するものです。

○豊能町国民健康保険条例全部改正の件

現行の国民健康保険税について、府内において保険料方式に統一されることに伴い、保険料に関する規定を追加するため、豊能町国民健康保険条例の全部を改正するものです。

○豊能町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例改正の件

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴い、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス等に新たに共生型サービスが位置付けられたため、所要の改正を行うものです。

○豊能町立自動車駐車場条例改正の件

豊能町立光風台自動車駐車場の廃止

に伴い、所要の改正を行うものです。

○豊能町立自転車駐車場条例改正の件

豊能町立自転車駐車場を無人化および無料化することに伴い、所要の改正を行うものです。

○豊能町立野間口老人憩の家条例廃止の件

豊能町立野間口老人憩の家の機能を豊能町立ふれあい文化センターに集約することにより両施設を統合し、野間口老人憩の家を廃止することに伴い、条例を廃止するものです。

○池田市・豊能町上水道に関する事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について

大阪広域水道企業団と水道事業を統合することに伴い、豊能町上水道に関する事務の一部について、地方自治法の規定により委託することの廃止にし、池田市と協議するものです。

○平成30年度豊能町一般会計補正予算の件(第9回)

既定の歳入歳出予算の総額に2億715万円を増額し、予算の総額を76億310万6千円とするものです。

歳出の主な内容は、各小学校・幼稚園・こども園に空調設備を設置する工事費、台風21号により被災したパイプハウス復旧の補助金と高山コミュニティセンター進入路復旧の工事費、第2期子ども・子育て支援事業計画策定に伴う業

務委託料、既存民間ブロック塀等の安全対策のための撤去・設置の補助金、ふれあい文化センターに廃止する老人憩の家の機能を集約する工事費です。

○平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件(第2回)

既定の歳入歳出予算の総額に266万円を増額し、予算の総額を29億4,604万6千円とするものです。

内容は、国民健康保険が保険料方式となることに伴うシステム整備に係るものです。

○平成30年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件(第2回)

既定の歳入歳出予算の総額に7,987万4千円を増額し、予算の総額を21億7,847万6千円とするものです。

内容は、前年度の介護保険料余剰分を基金に積み立てるものです。

○豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件

一般職の職員の給与に関する法律等の改正内容に準じ、給料表の水準および勤勉手当の支給月数の引上げを行うものです。

○豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件

一般職の国家公務員等の期末・勤勉手当に関する措置内容に準じて、町長・副町長および教育長の期末手当の支給月数の改定を行うものです。

○豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件

一般職の国家公務員等の期末・勤勉手当に関する措置内容にかんがみ、町議会議員の期末手当の支給月数の改定を行うものです。

○平成30年度豊能町一般会計補正予算の件(第10回)

既定の歳入歳出予算の総額に593万7千円を増額し、予算の総額を76億904万3千円とするものです。

歳出の主な内容は、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正および本年度の人事異動などによる人件費です。

○平成30年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件(第3回)

既定の歳入歳出予算の総額に221万7千円を増額し、予算の総額を29億4,826万3千円とするものです。

歳出の内容は、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正および本年度の人事異動による人件費です。

○平成30年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件(第1回)

既定の歳入歳出予算の総額に79万4千円を増額し、予算の総額を5億945万2千円とするものです。

歳出の内容は、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正および本年度の人事異動による人件費です。

問Ⅱ総務課 ☎739・3415

【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】 高額医療・高額介護合算制度について

高額医療・高額介護合算制度は、医療保険と介護保険の両方に自己負担額があり、その合算額が高額となる場合に、その負担を軽減するための制度です。世帯で1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担金の合計額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

対象の方には、3月上旬に通知を送付いたします。

問 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課

☎06・4790・2031

※受付時間…午前9時～午後5時30分
（土日祝・年末年始を除く）

「豊能町都市計画マスタープラン」の見直しに対するご意見を募集します

町では、平成25年3月に「豊能町都市計画マスタープラン」を策定し、計画策定から5年が経過したため、中間見直しを行います。

期間 2月1日（金）～3月4日（月）

閲覧場所 役場本庁（1階行政情報コーナー）、吉川支所、図書館、中央公民館図書室、町ホームページ

意見の提出方法 メール、FAX、郵送、持参（特に書式は問いませんが、

件名・住所・氏名・意見本文をご記入ください）

対 町在住・在勤の方

提出先・問 建設課

☎739・3423

FAX 739・1919

✉kensetsu@town.toyono.osaka.jp

JA大阪北部よりお米が寄贈されました

JA大阪北部では、毎年豊能町切畑のほ場において、職員研修と組合員や地域とのつながりを深めることなどを目的に、職員実習田を開設されています。

今季も、そこで収穫されたお米100kgを農業振興や社会福祉に役立てていただきたいとして、町に寄贈いただきました。

このお米は、社会福祉の向上のために使わせていただきました。

問 農林商工課 ☎739・3424



住まいの相談窓口による ～空き家セミナー・相談会～

住まいの相談窓口

豊能町住宅流通促進拠点運営チャレンジショップ

家を処分したい人、空き家になるがどうしたらいいのかわかる方は、ぜひご来場ください。

時＝2月16日（土）午後2時～4時 所＝住まいの相談窓口（東ときわ台3-1-2ときわ壱番地内）

内＝午後2時～2時30分「空き家に潜む犯罪リスク」、午後2時30分～3時「空き家に関するセミナー」、午後3時～4時「空き家に関する相談会」

講師・アドバイザー＝荒木一郎（豊能町安全管理専門官）、美濃享（住まいの相談窓口相談員、一級建築士）

員＝5組（事前申込制、先着順）

申・問＝住まいの相談窓口に直接電話、FAXまたはメールをしてください。

☎FAX 733-3010 ✉toyonof@grace.ocn.ne.jp

生活人権相談をご利用ください

日常生活をおくっていくうえで起こるさまざまな悩みごとや人権上の問題。「誰かに聞いてほしい。」「どこに相談したらいいのかわからない。」「どうしよう…。」このようにお悩みになったときにお気軽に相談してください。電話での相談も受け付けています。些細なことと思わず、なんでもお尋ねください。

相談員があなたと一緒に考えて、悩みごとを解決するサポートをします。

来所での相談は 火・金曜日 ふれあい文化センター（野間口322番地の1）

水・木・土曜日 西公民館（光風台5丁目1番地の2）

※時間はいずれも午前9時～午後5時 ※12月29日～1月3日はお休みします。

※各施設の休館日は電話相談になります。

電話での相談は 火～土曜日 午前9時～午後5時 ☎743-3964（とよの人権地域協議会）

問＝住民人権課 ☎739-3402